

### ③申告時に必要なもの

対象	必要書類など	
申告者全員 (全て申告者本人の ものです。)	①印鑑 (朱肉の必要なもの) ②市役所から郵送された受付票 ③マイナンバーカードか、マイナンバー通知カードと身元確認書類 (運転免許証など) ④口座番号が分かるもの (口座振替を希望する場合は、口座の届出印も必要です)	
所得	給与所得	給与の源泉徴収票
	年金所得	公的年金の源泉徴収票
	営業・農業・ 不動産所得	収支内訳書 ※仕入れや売上げなどの帳簿類や経費の領収書など必ず事前に整理・集計を行い、収支内訳書を作成の上持参してください。 <b>持参しない場合は申告の受け付けはできません。</b>
控除	社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かるもの
	障害者控除	身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛護手帳 (療育手帳)、高齢介護課で発行した障害者控除対象者認定書 (要介護認定者用)
	医療費控除	医療機関の領収書、生命保険や社会保険などで補てんされる金額が分かるもの (平成29年分から「医療費控除の明細書」を作成・添付した場合は、領収書は提出不要です)
	《新設》 セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) による所得控除	特定成分を含んだOTC医薬品の購入がわかる領収書、生命保険や社会保険などで補てんされる金額が分かるもの (「セルフメディケーション税制の明細書」を作成・添付した場合は、領収書は提出不要です)、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類 (例：インフルエンザの予防接種の領収書、市町村のがん検診の領収書か結果通知表、職場で受けた定期健康診断の結果通知表など) 「一定の取組」の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。
	生命保険料控除	支払金額などの証明書
	地震保険料控除	
寄附金控除	寄附先から発行された証明書 (ふるさと納税など寄附金受領証明書)	

※医療費などの領収書は必ず事前に集計してください。

※会場で確定申告をする人は、ご自身でパソコンを操作し申告書を作成できる「e-Tax申告書作成コーナー」の利用をお願いします。指導員が操作の仕方を説明します。

※今年度よりサービス向上を目的として、市で受け付けした確定申告書は電子申告により提出することになりました。これに伴い、申告の際、電子申告が初めての人に限り、電子申告用の「利用者識別番号」を取得していただくこととなりました。すでに「利用者識別番号」をお持ちの人は、番号がわかる書類 (税務署からの申告案内ハガキなど) を持参してください。

### 十和田税務署からのお知らせ

平成29年分確定申告

種類	申告期間 (土・日曜日、祝日は除く)
所得税・復興特別所得税・贈与税	2月16日(金)～3月15日(木) 午前9時～午後5時
消費税・地方消費税	2月16日(金)～4月2日(月) 午前9時～午後5時

会場 十和田奥入瀬合同庁舎1階

次の人は、十和田税務署での申告となります。

- ▶税務署から申告案内ハガキが送られている人
- ▶事業収入が1,000万円超の人
- ▶相続税・贈与税などの申告
- ▶住宅借入控除1年目の申告
- ▶土地や株式の譲渡所得 (取用を除く) のある人
- ▶先物取引による所得のある人 など

問十和田税務署 ☎ 3 1 5 1

申告書は、国税庁ホームページでも作成できます  
申告待ち時間なし！自宅で24時間いつでもOK！

- ①「作成コーナー」へアクセス  
パソコンから「作成コーナー」で検索
- ②申告書の作成  
画面の案内に従って、申告書作成
- ③申告書の提出

▶e-Tax (電子申告) の場合

マイナンバーカード (電子証明書付き) とICカードリーダライタを用意して、作成した申告書を電子送信

e-Taxをすると、源泉徴収票などの提出が不要、還付金がスピーディーに受けられるなどメリット大です！

▶書面提出の場合

印刷して、十和田税務署へ郵送などで提出

所得税の還付申告は、税務署または国税庁ホームページから行ってください。

